

(案)

平成 2 9 年 4 月 日

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市環境影響評価審査会
会 長 岡 本 眞 一

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（答申）

平成 2 9 年 3 月 2 3 日付け 2 8 千環環保第 3 3 1 2 号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見」を取りまとめたので、答申します。

千葉県北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、千葉県若葉区において、平成28年度末に停止した千葉県北谷津清掃工場を解体・撤去し、同跡地に、安定的なごみ処理体制を構築するため、焼却能力585トン／日の新たな清掃工場を設置する計画である。

本事業実施区域周辺には、農地や山林があるほか一部住宅も存在し、さらに、当該区域から約1km以内の場所には、保育施設や小学校等を有する大規模な住宅地（千城台東）が広がっているほか、御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等の史跡が点在している。

また、隣接する大草谷津田いきものの里は、ふるさとの原風景が残り、多種多様な動植物が生息する貴重な谷津田であり、ボランティアによる管理や四季を通じた自然観察会が実施されるなど市民と自然との触れ合いの場としても活用されている。

このため、事業実施にあたっては、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、谷津田の環境の保全等に対する配慮が必要である。

事業者は、以上の地域特性を踏まえ、以下の点について対応すること。

<総論>

1 複数案に関すること

計画段階環境影響配慮書（以下「配慮書」という。）において示された処理方式は、単一案に絞り込まれていないことから、処理方式の決定にあたっては、配慮書等に対する意見を踏まえ、環境への負荷を可能な限り低減する方式を選ぶこと。

また、処理方式は環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）手続きより後に決定する予定であることから、方法書においては、最も環境に影響を与える場合を想定した、調査、予測及び評価方法を明らかにすること。

<各論>

1 大気質・悪臭に関すること

- （１）既存建物の解体にあたっては、粉じんの飛散防止に万全を期すること。特に、石綿及びダイオキシン類等の飛散・漏えいの防止対策の徹底を図ること。
- （２）旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であり、総排出ガス量が増加する可能性があることから、搬入経路等に配慮するなど、周辺環境への影響を可能な限り低減すること。
- （３）施設の稼働に伴うごみ運搬車両及び施設からの悪臭について、地域住民への影響が懸念されることから、可能な限り低減すること。

2 騒音・振動に関すること

- (1) 既存建物の解体にあたっては、騒音及び振動の防止に万全を期すこと。
- (2) 旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であることから、搬入経路等に配慮するなど、車両から発生する騒音が周辺環境に与える影響を可能な限り低減できるよう努めること。
- (3) ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の導入などによる騒音低減に努めること。

3 生物への影響に関すること

本事業実施区域及びその周辺には、樹木や野生動植物が存在していることから、既存樹木の保全に努め、野生動植物への影響を少なくするとともに、雨水地下浸透化の推進による、地下水や湧水の水量確保を行うなど、大草谷津田いきものの里を含めた、近隣自然環境に大きな影響を及ぼさないよう配慮すること。

4 土壌・地下水への影響に関すること

清掃工場跡地に新たな清掃工場を設置することから、当該土地の土壌汚染の可能性があることを踏まえ、土壌汚染の現況及び地下水への影響を方法書以降で明らかにすること。

5 廃棄物等に関すること

既存施設の解体及び施設稼働に伴い発生する廃棄物については、可能な限り再資源化に努めること。

6 温室効果ガスに関すること

- (1) i 案（シャフト炉式）、ii 案（流動床式）それぞれの温室効果ガスの排出量、削減量について算定根拠を示すとともに、事業計画の詳細を決定するにあたっては、施設稼働に伴い発生する温室効果ガスの一層の排出削減に向けて検討し、その過程についても明らかにすること。
- (2) 旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であることから、車両から排出される温室効果ガスについて、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の導入などによる排出削減に努めること。